

ページ	新	旧
14	<p>f. 社長説明会</p> <p>社長（代表者、経営責任者）に東証にご来訪いただき、会社の特徴、経営方針及び事業計画等についてご説明いただき、それらに対する質疑応答等を通じて、上場の可否の最終的な判断に進めるかどうかの検討を行います。加えて、日本取引所自主規制法人役員からそれらに関する質問をさせていただくとともに、上場会社になった際の留意事項・要請事項をお話しします。留意事項・要請事項には上場会社として求められる開示体制やコーポレート・ガバナンス等に関する事項も含まれることから、申請会社の「情報取扱責任者」(注)となる方及び常勤監査役にも同席をお願いしています。</p>	<p>f. 社長説明会</p> <p>社長（代表者、経営責任者）に東証にご来訪いただき、会社の特徴、経営方針及び事業計画等についてご説明いただき、それらに対する質疑応答等を通じて、上場の可否の最終的な判断に進めるかどうかの検討を行います。加えて、日本取引所自主規制法人役員からそれらに関する質問をさせていただくとともに、上場会社になった際の留意事項・要請事項をお話しします。留意事項・要請事項には上場会社として求められる開示体制等に関する事項も含まれることから、申請会社の「情報取扱責任者」(注)となる方にも同席をお願いしています。</p>
61-62	<p>(注4) 規程第 436 条の 2 に規定される独立役員については、社外取締役又は社外監査役のうち、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者である必要があります。以下の a から d までに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3) の 2) のいずれかに該当している場合には、独立役員として届け出ることができませんので、これらの要件等に関して懸念がある場合には、事前にご相談ください。</p> <p>a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者</p> <p>b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）</p> <p><u>c. 最近において a 又は前 b に該当していた者</u> <u>c の 2. その就任の前 10 年以内のいずれかの時におい</u></p>	<p>(注4) 規程第 436 条の 2 に規定される独立役員については、社外取締役又は社外監査役のうち、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者である必要があります。以下の a から d までに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3) の 2) のいずれかに該当している場合には、独立役員として届け出ることができませんので、これらの要件等に関して懸念がある場合には、事前にご相談ください。</p> <p>a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者</p> <p>b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）</p> <p><u>c. 最近において次の (a) から (c) までのいずれかに該当していた者</u></p>

ページ	新	旧
	<p><u>て次の（a）又は（b）に該当していた者</u></p> <p><u>（a）当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）</u></p> <p><u>（b）当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p> <p>d. 次の（a）から（f）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</p> <p>（a） a から <u>前 c の 2</u> までに掲げる者</p> <p>（b） 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）</p> <p>（c） 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）</p> <p>（d） 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）</p> <p>（e） 当該会社の兄弟会社の業務執行者</p> <p>（f） 最近において（b）、（c）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者</p>	<p><u>（a） a 又は b に掲げる者</u></p> <p><u>（b） 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）</u></p> <p><u>（c） 当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p> <p>d. 次の（a）から（f）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</p> <p>（a） a から <u>前 c</u> までに掲げる者</p> <p>（b） 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）</p> <p>（c） 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）</p> <p>（d） 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）</p> <p>（e） 当該会社の兄弟会社の業務執行者</p> <p>（f） 最近において（b）、（c）又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者</p>

以 上